

八百津町指令 水環 第43号

## 一般廃棄物処分業許可証 **コピー厳禁**

住所 岐阜県可児市下恵土一丁目39番地  
氏名 株式会社 橋本 代表取締役 橋本和彦 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けた者であることを証明します。

令和5年 2月 16日

八百津町長 金子政則



記

- 1 事業の範囲  
事業の区分 中間処理  
取り扱う一般廃棄物の種類  
(破 砕) 不燃ごみ (プラスチック類、がれき類、ガラスくず、  
コンクリートくず及び陶器類くず、蛍光灯、  
電球、水銀灯)  
資源ごみ (ペットボトル)  
(破碎減容) 資源ごみ (トレイ・発泡スチロール)  
(圧 縮) 不燃ごみ (プラスチック類・金属くず)  
資源ごみ (ペットボトル、容器包装プラスチック)  
(選別圧縮) 資源ごみ (空き缶)
- 2 許可期間  
令和5 (2023) 年4月1日から令和7 (2025) 年3月31日
- 3 事務所  
岐阜県可児市下恵土一丁目39番地
- 4 事業所  
岐阜県加茂郡八百津町野上455番地1
- 5 許可条件  
町条例並びに関係法令を遵守すること。